

## 投 入 許 可 証

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 番 号     |                      |
| 業 者 名   |                      |
| 投 入 期 間 | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで |
| 投 入 物   |                      |
| 車 種     | ( 大 ・ 中 ・ 小 ) 型車     |
| 車 両 番 号 |                      |
| 最大積載量   | kg                   |

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり、当該用務に使用中の場合大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき**駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両である**

根拠法令 大阪府道路交通規則第2条の7（駐車禁止の規制等の対象から除く車両）  
第3項 法第4条第2項の規定により道路標識等による法第45条第1項の駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。  
第6号 廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの。

## ※注意

これは収集業務の性格上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや逸脱した行為があった場合は適用されない。

大阪市長

# 注 意 事 項

- 1 投入者は、関係法令及び本市の指示に従うこと。
- 2 施設の器物を破損しないように注意すること。破損した場合は速やかに損害を賠償すること。
- 3 投入物の検査を受けるときは、投入者は協力すること。
- 4 投入の際は、本市及び処理施設の職員の指示に従うこと。
- 5 投入時間は次のとおりとする。ただし、施設の維持管理で変更する場合がある。

9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

- 6 投入禁止物
  - (1) 大阪市域外から排出されたもの。
  - (2) し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥以外のもの。
  - (3) 油脂等施設の維持管理上、支障をきたすおそれのあるもの。
  - (4) 土砂、がれき等の異物が混載されており、適正な処理が困難と思われるもの。
- 7 流注場及び処理場において投入する際、本許可証を運転席のダッシュボード上に掲げること。
- 8 上記各号に違反した場合、投入を禁止する。